

様式第1号（第5条関係）

会議概要

| | |
|------------|---|
| 会議の名称 | 令和4年久喜市選挙管理委員会第13回 |
| 開催年月日 | 令和4年9月1日（木） |
| 開始・終了時刻 | 午前9時00分から午前9時44分 |
| 開催場所 | 久喜市役所 第6会議室 |
| 議長氏名 | 飯島 光 委員長 |
| 出席委員（者）氏名 | 飯島 光 委員長 森田静也 委員長職務代理 飯田一夫 委員 |
| 欠席委員（者）氏名 | 橋本 勉 委員 |
| 説明者の職氏名 | 選挙係長 廣瀬哲也 |
| 事務局職員職氏名 | 選挙管理委員会事務局長 大越政実 選挙管理委員会選挙係長 廣瀬哲也 選挙管理委員会選挙係 担当主査 染谷 匠 選挙管理委員会選挙係 書記 林 優彦 |
| 会議次第 | 1 開会 2 会議録署名委員の指名 3 報告 4 委員長提出議案の上程 5 提案理由の説明 6 議案に対する質疑 7 討論・採決 8 諸報告 9 閉会 |
| 配布資料 | 証票に関する参考資料 |
| 会議の公開又は非公開 | 公開 |
| 傍聴人数 | 0人 |

審議会等会議録

| 発言者 | 会議のてん末・概要 |
|-----------------------|--|
| <p>委員長</p> <p>事務局</p> | <p>1 開会</p> <p>2 会議録署名委員 飯田一夫 委員</p> <p>3 報告</p> <p>報告第6号 参議院議員通常選挙の結果について</p> <p>報告朗読</p> <p>令和4年7月10日執行の第26回参議院議員通常選挙の結果について報告するものです。</p> <p>報告に対する質疑</p> <p>質疑なし</p> |
| <p>委員長</p> <p>事務局</p> | <p>4 議案の上程</p> <p>5 提案理由の説明</p> <p>6 議案に対する質疑</p> <p>7 討論・採決</p> <p>議案第66号 選挙人名簿に登録する者について</p> <p>議案第67号 選挙人名簿から抹消することについて</p> <p>議案朗読</p> <p>参考までに、地区別に申し上げますと、久喜地区、第1投票区から第18投票区は、57,658人、菖蒲地区、第19投票区から第25投票区は、16,210人、栗橋地区、第26投票区から第32投票区は、22,661人、鷺宮地区、第33投票区から第40投票区は、31,827人となります。</p> <p>今回の選挙人名簿登録者数は、前回7月9日に議決しました参院選の前日抹消と比較して、男69人増の63,789人、女74人増の64,567人となり、総計143人増の128,356人となります。</p> <p><新規登録者名簿と抹消者名簿を供覧></p> |
| <p>委員長</p> | <p>議案に対する質疑</p> <p>質疑なし</p> <p>原案どおり決定</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| 事務局 | <p>議案第68号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて</p> <p>議案第69号 在外選挙人名簿から抹消することについて</p> <p>議案朗読</p> <p><在外選挙人名簿登録申請書、在外選挙人名簿登録者の戸籍等の変更等について（通知）を供覧></p> <p>今回の登録・抹消で、在外選挙人名簿の登録者数は、男性24人、女性44人、総計68人となります。</p> |
| 委員長 | <p>議案に対する質疑</p> <p>質疑なし</p> <p>原案どおり決定</p> |
| 事務局 | <p>議案第70号 裁判員候補者予定者を選定するくじの方法について</p> <p>議案朗読</p> <p>さいたま地方裁判所から本市に対する裁判員候補者の割当員数等の通知に基づき、候補者名簿を調製するものです。今回、久喜市には179人の割り当てがありました（昨年度は197名）。くじの方法については、最高裁判所から配布された名簿調製プログラムを使用し、電子計算機により選定を行います。また、このてん末を記載した選定録を作成します。</p> |
| 委員長 事務局 | <p>議案に対する質疑</p> <p>179名をくじで選定した後の候補者抽出方法については、久喜市に割り当てられた179名をくじにより選定し提出します。その後の事務は、裁判所の所管になります。</p> |
| 委員長 | <p>原案どおり決定</p> |
| 事務局 | <p>議案第71号 検察審査員候補者予定者を選定するくじの方法について</p> <p>議案朗読</p> <p>さいたま第一検察審査会及びさいたま第二検察審査会の各事務局長からの検察審査員候補者の割当員数等の通知に基づき、候補者名簿を調製するものです。今回、久喜市には13人ずつの割り当てがありました（昨年度と人数変更なし）。くじの方法については、裁判員候補者予定者選定の名簿調製プログラムを使用し、電子計算機により選定を行いますが、久喜市は検察審査会の管轄が二つありますので、それぞれ選定を行います。また、このてん末を記載した選定録を作成します。</p> |
| 委員長 飯田委員 事務局 委員長 | <p>議案に対する質疑</p> <p>Windows 7は、サポートが終了していますが大丈夫ですか。</p> <p>ネットワークから切り離されたパソコンを使ってくじを行います。</p> <p>原案どおり決定</p> |

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>議案第72号 裁判員候補者予定者の選定のくじを行うべき日時及び場所について 議案朗読</p> <p>裁判員候補者予定者の選定のくじは、9月16日（金）午前9時から、久喜市役所第6会議室で行います。</p> |
| 委員長 | <p>議案に対する質疑 質疑なし 原案どおり決定</p> |
| 事務局 | <p>議案第73号 検察審査員候補者予定者の選定のくじを行うべき日時及び場所について 議案朗読</p> <p>検察審査員候補者予定者の選定のくじは、9月16日（金）午前9時15分から、久喜市役所第6会議室で行います。</p> |
| 委員長 | <p>議案に対する質疑 質疑なし 原案どおり決定</p> |
| 事務局 | <p>議案第74号 政治活動用立札及び看板の類の証票の有効期限を定めることについて 議案朗読</p> <p>政治活動用立札及び看板の類を掲出するためには、選挙管理委員会の発行する証票を貼る事と公職選挙法に定められております。</p> <p>この証票の有効期限は4年前に議案にかけさせていただいて、2022年12月まで有効としており、今回も前回と同様に4年間有効として、新たに令和8年12月までの証票を発行するものです。</p> |
| 委員長 | <p>議案に対する質疑 全員に証票を交付するのですか。</p> |
| 事務局 | <p>証票が必要な方のみ書面で申請をいただき交付します。</p> |
| 飯田委員 | <p>1人1枚ですか。後援団体の場合は、一候補者に複数の団体が存在することもあり得ますが。</p> |
| 事務局 | <p>交付枚数は、公職の候補者等1人につき6枚、同一の公職の候補者等に係る後援団体の全てを通じて6枚までとなっております。</p> <p>また、一つの敷地に設置できる看板は2つまでと決められています。</p> <p>なお、6枚の証票の使い方に制限はなく、例えば、6箇所に分けて設置することも可能だし、3箇所に2つずつ設置することも可能になっています。</p> |
| 委員長 | <p>原案どおり決定</p> |

